

【別紙様式】

<p>利尻富士町は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	国民健康保険施設経営支援金		
総事業費 (千円)	10,000千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	10,000千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症による診療収入の減少が過大なため経営支援金として安定した診療体制を確保する。利尻富士町HPで公表。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 経営支援金</p> <p>③交付対象</p> <p>1) 交付対象者 利尻富士町国民健康保険篤泊診療所</p> <p>2) 交付対象者の選定理由・選定方法 利尻富士町立唯一の国民健康保険診療所であるため</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、国民健康保険施設経営支援金の継続が図られることにより、利尻富士町民はもとより島内住民生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>国民健康保険施設経営支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う診療収入の大幅な減少により、令和2年度診療収入が減少し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>利尻富士町国民健康保険篤泊診療所を交付対象者として経営支援金を交付し、事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		